

3 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等 ★：対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

- ・被害に遭い、どうしてよいかわからない
- ・どこに相談してよいかわからない
- ・課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

対応しうる支援・制度		連絡先
● 総合相談窓口	犯罪被害を受けたことによって直面している課題などを整理し、適切な対応機関を紹介します。	県：くらし安全安心課（P46） 市町：総合的対応窓口担当課（P112） 各警察署（P113） （公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 法テラス栃木（P63）

(2) 心身の不調

- ・精神的につらい、体調が悪い

対応しうる支援・制度		連絡先
● 受診相談、悩み相談	精神的被害を受けた被害者に対し、相談・カウンセリング等を実施しています。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 警察（各相談窓口）（P59） 栃木県精神保健福祉センター（P82） 栃木県健康福祉センター・宇都宮市保健所（P116）

- ・被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

対応しうる支援・制度		連絡先
● 自助グループへの参加	犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65）

(3) 生活上の問題

ア 仕事上の困難

・職場で不合理な対応にあった

対応しうる支援・制度		連絡先
●労働問題に関する相談	解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。	総合労働相談コーナー（P125） 労働政策課（P49） 栃木県弁護士会（P73）
★労働紛争の解決促進	弁護士等が労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。	総合労働相談コーナー（P125） 労働委員会 028-623-3337

・働かなければならないが、就職先が見つからない

対応しうる支援・制度		連絡先
●就労や能力開発に関する相談	求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。	ハローワーク（P124） 栃木職業能力開発促進センター（P89） とちぎジョブモール（P89）
★公共職業訓練	職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。	ハローワーク（P124） 栃木職業能力開発促進センター（P89）
★職業訓練受講給付金	公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。	ハローワーク（P124）
★母子家庭等就業・自立支援事業	就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまで、一貫した就業支援サービス等を提供します。	母子家庭等就業・自立支援センター（P94）
★母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）

・資格を取得し、スキルアップを図りたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）
★母子家庭等自立支援教育訓練給付金	あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）

・働きたいが、こどもの世話がある

対応しうる支援・制度		連絡先
★子育てのサポート	児童の預かり等のサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター（P126）
★一時保育（一時預かり）	様々な事情によって家庭において保育できない場合、一時的に就学前のこどもを預かります。 ※利用料金は有料です。	市町児童福祉担当課

イ 不本意な転居など住居の問題

・一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

対応しうる支援・制度		連絡先
★公営住宅への一時入居	犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等は、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで一時的な入居ができる場合があります。	県営住宅：住宅課（P49） 市町営住宅：市町公営住宅担当課
★被害直後における一時避難場所の確保	自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。	各警察署事件担当課（P113）

・自宅が犯罪の現場になり転居したい

対応しうる支援・制度		連絡先
★公営住宅への優先入居	犯罪被害により従前の住宅に住することが困難となった犯罪被害者等に対しては、県営住宅の入居者を決定する抽選の際に優先措置があります。 市町の公営住宅についても、優先的に入居できる場合があります。	県営住宅：住宅課（P49） 市町営住宅：市町公営住宅担当課

ウ 経済的な困窮（問題）

・被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★犯罪被害者等見舞金の給付	故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、申請に基づき見舞金を給付します。	県：くらし安全安心課（P46） 市町：総合的対応窓口担当課（P112）
★犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。 ※申請受付は、申請者の住所地を管轄する各都道府県警察扱い。	警察本部犯罪被害者支援室 各警察署事件担当課（P113）
★労災保険給付	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。	労働基準監督署（P124）
★災害共済給付	義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。	（独）日本スポーツ振興センター 東京給付課（P99）

・医療費の負担を軽くしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
●高額療養費の支給	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。	加入している公的医療保険（健康保険組合・全国健康保険協会 栃木支部・市町（国保・後期高齢者医療制度）・共済組合など）にかかっている医療機関の医事課、医療ソーシャルワーカー
★高額療養費の貸付（立替）制度	加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。	同上
★医療費控除	年間に支払った医療費から保険等で補てんされる金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。	税務署（P110）
★こども医療費助成	生まれた日から高校3年生までのこどもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。一部の市を除き、医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。	市町医療助成担当課
★自立支援医療費支給制度	精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。	市福祉事務所（P115） 町障害福祉担当課
★ひとり親家庭医療費助成制度	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や保護者（配偶者のいない養育者を含む。）に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。	市町児童福祉担当課

・生活資金に困っている

対応しうる支援・制度		連絡先
★生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行います。	社会福祉協議会（P117）
★児童扶養手当	対象要件に該当する児童を監護している父、母又は養育する方に対して、一定額を支給します。	市町児童福祉担当課
★母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、各種資金の貸付けを行います。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）
★寡婦控除、ひとり親控除	寡婦又はひとり親であり、合計所得額が一定額以下の方は、一定額の所得控除を受けることができます。	税務署（P110）

※生活困窮者自立支援制度について（県ホームページより）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/seikatsusien.html>

様々な理由により生活に困っている方（又は世帯）（以下「生活困窮者」といいます。）が、地域の中で安心して、自立した生活をおくることができるよう、福祉事務所設置自治体（県及び市）が、主に人的支援を行うことにより自立（日常生活自立、社会生活自立、経済生活自立）の促進を図るものです。

対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」で、「自立」には、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立も含まれます。

・子育てに係る費用の負担を軽くしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。	市町学校教育担当課など
★第3子以降保育料等免除	生計を同じくする世帯で3人以上のこどもがいる家庭は、保育所、認定こども園等に通う3人目以降のこどもについて、保育料（0～2歳児）及び副食費（3～5歳児）が免除になります。	市町児童福祉担当課

エ 子育てに伴う問題

・子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
●子育てに関する相談	こどもに関わる諸問題について相談に応じています。 必要な場合はこどもを一時保護したり、施設に措置したりします。	市福祉事務所（P115） 児童相談所（P95）
★子育てのサポート	保育施設の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり、保育施設までの送迎などで困ったときにサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター（P126）

・こどもを預けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★一時預かり	様々な事情によって家庭において保育できない場合、保育所や幼稚園で一時的に就学前のこどもを預かります。利用料金は有料です。	市町児童福祉担当課
★短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで一時的に養育・保護を行っています。	市町児童福祉担当課

オ 福祉全般

・どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続きを教えてください

対応しうる支援・制度		連絡先
●福祉に関する相談	生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者など いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116） 社会福祉協議会（P117） 地域包括支援センター（P120）

※宇都宮市『保健と福祉のまると相談窓口「エールU（えーるゆう）」』

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kenko/seikatsushien/soudan/1004786.html>

力 報道に関すること

・マスコミにどう対応していいかわからない

対応しうる支援・制度		連絡先
●取材への対応	マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。	各警察署（P113） 栃木県弁護士会（P73） 地域包括支援センター（P120）
★異議申立て	テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。	放送倫理・番組向上機構（TEL：03-5212-7333） （FAX：03-5212-7330） 雑誌人権ボックス（FAX：03-3291-1220） 栃木県弁護士会（P73）

(4) 加害者に関すること

・また被害に遭わないか不安を感じる

対応しうる支援・制度		連絡先
★地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。 また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。	各警察署事件担当課（P113）
★再被害防止のための警戒、情報提供等	同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。	各警察署事件担当課（P113）
★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。	宇都宮地方検察庁（P114）

・加害者がどうなったのか知りたい、事件に関する情報を知りたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★被害者連絡制度	刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が、事件・事故の被害者や遺族に連絡をします。	各警察署事件担当課（P113）
★被害者等通知制度	刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況などをお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。	宇都宮地方検察庁（P114） 東京矯正管区（P75） 宇都宮少年鑑別所（P76） 喜連川少年院（P77） 関東地方更生保護委員会（P78） 宇都宮保護観察所（P78）
●確定記録の閲覧	刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★不起訴記録の閲覧	不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー	原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。 少年事件においても、審判を開始する決定があった事件では、原則として、少年事件記録の閲覧、コピーをすることができます。	宇都宮地方裁判所・簡易裁判所（P114） 宇都宮家庭裁判所（P114） 宇都宮地方検察庁（P114）
★審判傍聴制度	少年事件において、一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。	宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★審判状況の説明	少年事件において、審判期日における審判状況について説明を受けることができます。	宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★審判結果の通知	少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。	宇都宮家庭裁判所（P114）

- ・加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★意見陳述	刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） （少年事件につき） 宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★刑事裁判への参加（被害者参加制度）	公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談	加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。	東京矯正管区（P75） 刑事施設（P75）
★意見等聴取制度	加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情を述べるすることができます。	関東地方更生保護委員会（P78）
★心情等伝達制度	被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、受刑中・在院中や保護観察中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、加害者に伝えます。	東京矯正管区（P75） 刑事施設（P75） 宇都宮少年鑑別所（P76） 喜連川少年院（P77） 宇都宮保護観察所（P78）

(5) 捜査、裁判に伴う問題

- ・法的なアドバイスがほしい

対応しうる支援・制度		連絡先
●各種相談窓口	司法に関する様々な相談に応じます。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73） 宇都宮地方検察庁（P114）

●無料法律相談	(公社)被害者支援センターとちぎやとちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)で弁護士による相談が必要とされた県内在住の犯罪被害者等に対して、法律相談を公費で負担しています。 ※1人1回1時間まで 民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士などによる無料の法律相談等を実施している市町もあります。	県：くらし安全安心課(P46) (公社)被害者支援センターとちぎ(P65) とちぎ性暴力被害者サポートセンター(P93) 市町：市民(町民)相談担当課
★犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介	弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでもよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて弁護士を紹介します。 弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。	法テラス栃木(P63)

・警察署、検察庁、裁判所に行くことに不安を感じる

対応しうる支援・制度		連絡先
●付添い支援	警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷、傍聴の際に支援者が付き添います。	(公社)被害者支援センターとちぎ(P65) とちぎ性暴力被害者サポートセンター(P93) 宇都宮地方検察庁(法廷のみ)(P114) 栃木県弁護士会(P73) (少年事件につき) 宇都宮家庭裁判所(P114)

・ 刑事手続に参加したい

対応しうる支援・制度		連絡先
★意見陳述 [再掲]	刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） （少年事件につき） 宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★刑事裁判への参加（被害者参加制度） [再掲]	公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）

・ 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

対応しうる支援・制度		連絡先
★犯罪被害者 法律援助	日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度です。 一定の犯罪被害者等を対象に、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）
★被害者参加 人のための国 選弁護制度	資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、法テラスを経由して裁判所に対して請求することができます。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）

・ 損害賠償請求をしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
●法律相談	民事・家事・行政に関する法律問題を、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73） 栃木県司法書士会（P74） 市町：市民（町民）相談担当課
★民事法律扶助	損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）
★損害賠償命令制度	刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。	宇都宮地方裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★被害回復給付金支給制度	財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合に、それを金銭化して、その事件により被害を受けた方に被害回復給付金として支給します。	宇都宮地方検察庁（P114）